

道社協 太郎 様
関係者番号: ●●●●●

社会福祉法人北海道社会福祉協議会 会長
(公印略)

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金 償還開始のお知らせ

今回お知らせする貸付の第1回目の償還期限(入金期限)は令和5年2月25日です

【口座振替】 Please pay via direct transfer (automatic withdrawal) from a Hokkaido Bank, North Pacific (Hokuyou) Bank, or Japan Post Bank account.

- ・償還方法は、「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれかの口座振替（自動引落）となっています。
- ・毎月25日(金融機関が休業日の場合翌営業日)に引落を行います。残高不足にならぬよう必ず前日までに確認ください。
- ・口座振替未届出（下記口座欄空白）の場合早急に別添“預金口座振替依頼書”を特例事務センターへ送付ください。（※注意1:届出頂いても印鑑相違や金融機関の登録で時間を要し、初回の振替に間に合わない場合がございます。）
- ・なお、口座振替未登録や残高不足などで振替できない場合には、後日郵送する払込取扱票でお支払いいただきます。

【今回償還が開始する貸付金の償還計画】

【令和4年○月○日時点のデータから作成】

	貸付1 関係者番号: ●●●●	貸付2 関係者番号: ●●●●	貸付3	貸付4
資金名称・資金コード	緊急小口資金 KA	総合支援資金（初回貸付） SX		
貸付コード	1○○○○○	4○○○○○		
貸付額	200,000円	600,000円		
償還済額	0円	0円		
償還残高	200,000円	600,000円		
償還期間	2年0ヶ月	10年0ヶ月		
(自) 償還期間開始日	令和5年1月26日	令和5年1月26日		
(至) 最終償還期限日	令和7年1月25日	令和15年1月25日		
償還期日	毎月25日限り※参考: 令和5年1月26日が償還期間開始日 初回の償還期限日は、令和5年225日（土）ですが、金融機関が休業日のため、口座振替は27日（月）となります。			
償還金額（1回目以降）	8,330円	5,000円		
償還金額（最終回）	8,410円	5,000円		
償還回数 ※月賦払い	24回	120回		
届出済み 金融機関	北洋 銀行	北洋 銀行		
		本店		
		普通預金		
		1234***		

The type of loan you took out and the corresponding loan number (Please tell us this number when making an inquiry)

・Amount borrowed
・Amount already repaid
・Amount not yet repaid

1. repayment period
2. Repayment period start date
3. Repayment period end date
4. Monthly payment deadline (25th of each month)
*Example: If the start date is January 26, 2023, the first payment due date is Saturday, February 25. When the 25th is a Saturday, Sunday, or holiday, it will be changed to the next business day.

・Monthly repayment amount
・Amount to be repaid in the final month (adjusted for fractions)
・Total number of monthly payments

The repayments will be automatically withdrawn from this account
*If this section is blank, fill in the “Bank Account for Direct Withdrawal Form” and mail it the return envelope included with this notice. If this is not possible, we will send you a payment slip at a later date.

4. If you have applied for a loan fraudulently or intentionally fail to make a repayment without a valid reason, etc. you may be required to repay part or all of the loaned funds immediately.

5. Interest will be charged if the full amount is not paid by the final payment date listed above. The interest rate is 3%, and 5% for loans from before

6. For the monthly payment, no interest will be charged for late payments, but a reminder letter will be sent around 3 months after the final payment date.

2. If you have had a change in address or name, please contact us at the following phone number
TEL: 0120-540-058
A form for address change etc. will be sent to you.

1. 期限までに返済金(元金及び利息)を納めること。
2. 借受人に次の事項が生じている場合、直ちに届け出ること。
(1)住所を変更したとき
(2)改姓・改名したとき
(3)死亡、または行方不明になったとき
(4)その他北海道社会福祉協議会が定める事項
3. 破産など債務整理手続開始の通知先は、「北海道社会福祉協議会 生活支援課」です。

4. 次の1つにあてはまる場合には、貸付金の全部又は一部を即座に返済する必要があります。
○借入金を他に流用したとき
○返済金(元金及び利息)を滞りなく支払っていないとき
○返済金(元金及び利息)を滞りなく支払っていないとき
5. 償還期限までに返済金(元金及び利息)を滞りなく支払っていない場合は、滞り金(元金及び利息)を徴収します。
6. 上記の償還期日より前までに返済金(元金及び利息)を滞りなく支払っていない場合は、滞り金(元金及び利息)を徴収します。(減額して返済)

【この通知に関するお問い合わせ先】
北海道社会福祉協議会 コロナ特例事務センター
☎電話: 0120-540-085 (フリーダイヤル: 平日9

生活福祉資金の償還（返済）について

○償還方法は、「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれかの口座振替です。

○「振替口座が未届出」の場合

別添「預金口座振替依頼書」

○「一括で返済したい」場合

払込取扱票を発行しますので、

Call us if you want to repay the full amount at once and we will send you a payment handling slip. TEL: 0120-540-085

・Households that are exempt from municipal tax (households with low income and no need to pay municipal tax) may be exempted from repayment. (Information on application for exemption for FY2022 was sent in May 2022)

・For details on exemption, please see the attached Ministry of Health, Labor and Welfare leaflet (available in English).

償還免除申請はお忘れなく！

○今回償還開始する貸付の免除申請

＜償還免除となる要件＞

- ・令和3年度又は4年度に借受人と世帯主が住民税非課税
- ・生活保護受給 ・身体障害者手帳（1級又は2級）
- ・精神保健福祉手帳（1級のみ）など

○償還開始後でも新たに免除要件に該当した場合、全部または一部の償還を免除できる場合があります。

○詳しくは別添のチラシをご覧ください。

○申請様式がない場合、ホームページからダウンロード、またはコロナ特例

返済免除のポイント
 ●返済免除は、借金の種類ごとに一括して行います。（※1のとりどり）
 ①借付小口資金、②総合福祉資金の初回貸付分、③総合福祉資金の延長貸付分、④総合福祉資金の再貸付分です。（それぞれ、特定の年度が異なります。）
 ●借受人と世帯主が住民税非課税（所得割・所得割（すれど））であれば、返済免除の対象となります。（※2）
 ●免除要件等は、貸付の種類により異なります。（※3参照）
 ●上記以外にも、制度変更以前に借受人と世帯主が住民税非課税となった場合は返済一括免除となる場合、生活保護受給の方、精神保健福祉手帳（1級）または身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた方（※4）、認知症高齢者、認知症高齢者の家族など、状況によっては返済免除が認められる場合があります。また、返済免除申請中であっても返済免除が状況が変化すれば、全部または一部の返済を免除できる場合があります。
 ●返済免除には、**免除申請書や手帳が必要**です。（※5参照）
 ●住民税非課税世帯主は、北海道社会福祉協議会コロナ特例事務センターまで連絡してください。

返済免除の適用範囲	免除要件	申請時期
借付小口資金 ※令和4年3月末までの申請	令和3年度又は令和4年度が住民税非課税	令和4年度 ※返済するに当たっての資金は、貸付に限りなく返済してください。
総合福祉資金（初回貸付分） ※令和4年3月末までの申請	令和3年度又は令和4年度が住民税非課税	令和4年度 ※返済するに当たっての資金は、貸付に限りなく返済してください。
総合福祉資金（延長貸付分） ・貸付小口資金、総合福祉資金（初回貸付分）のうち、令和4年3月以降の申請	令和5年度が住民税非課税	令和5年度（6月までに返済する方へご案内を送ります予定です）
総合福祉資金（再貸付）	令和6年度が住民税非課税	令和6年度（6月までに返済する方へご案内を送ります予定です）

生活保護受給中、障害者手帳の交付を受けた方に対する免除

免除の適用範囲	返済免除	申請時期
生活保護受給中の方	返済免除	令和4年度中に返済開始となる貸付は、申請の届出後から返済してください。（ただし、免除の決定は、返済開始後となります）
精神保健福祉手帳（1級） 身体障害者手帳（1級又は2級）	返済免除	令和4年度中に返済開始となる貸付は、申請の届出後から返済してください。（ただし、免除の決定は、返済開始後となります）

・If repayments are very difficult, it is possible to suspend (postpone) payments for a certain period of time.
 *The application method is currently being reviewed. Once decided, it will be posted on the website: dosyakyo.or.jp

償還が困難な場合（猶予（停止）等）には...

- 地震や火災等での被災 ○病気療養中 ○失業又は離職 ○その他道社協が認める場合（低収入、収入の減少、DV被害、多重債務、公共料金滞納など）など著しく償還が困難と認められるとき一定期間の償還猶予（停止）等が可能です。
- 希望する場合には、ホームページ 北海道社会福祉協議会 をご覧になるか、コロナ特例事務センターにお問い合わせください。（※現在、猶予などの具体的手続きについては、調整中です※）

生活にお困りの場合の相談先

Consultation desks if you are having trouble in your daily life
 *For details, see the included multilingual leaflet from the MHLW

市（区）町村社会福祉協議会

一人で悩まず、まずは相談してみませんか

- 道内全ての市（区）町村にある社会福祉協議会は、福祉に関する生活の困りごとを相談できる身近な窓口です。
- 償還が困難な原因には、様々な生活課題が絡みあっている場合がありますが、生活状況等の把握などを行い、償還猶予措置の紹介や適切な制度・機関へのつなぎを行うなどの相談・支援を行います。

生活困窮者自立相談支援機関

お金、仕事、住宅などで生活にお困りの場合には...

- お住まいの市町村ごとに相談窓口（市ごと、町村にお住まいの方は振興局ごと）があります。
- 日々の生活、仕事（就労支援）、家計（家計に対するアドバイスや債務整理のご案内）のことで、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら支援します。